

## 葛飾区特定商業施設の立地に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、葛飾区における特定商業施設の立地に関し必要な事項を定め、その周辺地域の生活環境を良好に保持し、もって地域社会の健全な発展と区民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定商業施設 一の建物(実質的に一体として運営活動が予想される当該建物に近接する建物を含む。)において、小売業、飲食業、興行場又は音楽・映像記録物賃貸業を営む施設であつて店舗面積が500平方メートル以上のものをいう。
- (2) 店舗面積 営業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
- (3) 出店予定者 特定商業施設の新設(建物の床面積の変更又は既存の建物の用途の変更により特定商業施設となる場合を含む。)をする者及び特定商業施設において営業を行う者をいう。
- (4) 近隣住民 特定商業施設の敷地の周辺100メートル以内に住所を有する者、事業を営む者及び事業所に勤務する者をいう。

### (適用除外)

第3条 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)により、立地又は営業時間について適用を受ける特定商業施設については、この要綱は適用しない。

### (出店予定者の責務)

第4条 出店予定者は、特定商業施設の設置及び運営に当たり、地域の街づくりとの調和を図るとともに、周辺地域の生活環境に与える影響について事前評価を行い、周辺地域の生活環境を良好に保持するよう努めなければならない。

### (特定商業施設の新設の届出)

第5条 出店予定者は、特定商業施設を新設する日の5箇月前までに、特定商業施設新設計画届出書(第1号様式)により区長に届け出なければならない。

- 2 出店予定者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、特定商業施設新設計画変更届出書(第2号様式)により速やかに区長に届け出なければならない。

### (説明会の開催等)

第6条 出店予定者は、前条第1項の規定による届出をした日から2箇月以内に、近隣住民に対して届出事項に関する説明会を開催し、その周知を図るとともに当該事項に関し、近隣住民の理解が十分に得られるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、出店予定者は、次の各号に掲げる場合で、周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないと認められるときは、特定商業施設説明会省略承認申請書(第3号様式)によりあらかじめ区長の承認を得て当該新設予定地の敷地内の見やすい場所に届出事項及び添付書類の要旨を掲示することをもって、前項の説明会の開催に代えることができる。

- (1) 店舗面積の変更を伴わないで建物の床面積を増加させる場合
- (2) 既存の建物の用途の変更により特定商業施設となる場合

- 3 出店予定者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、特定商業施設説明会報告書(第4号様式)により速やかに区長に報告しなければならない。

(協 議)

第7条 出店予定者は、前条第1項の規定による説明会の開催後3週間以内に近隣住民からの協議の申入れがあったときは、誠意をもって協議に応じ、周辺地域の生活環境を良好に保持するよう努めなければならない。

2 出店予定者は、前項の規定により協議に応じたときは、特定商業施設協議報告書(第5号様式)により速やかに区長に報告しなければならない。

3 区長は、前項の報告書に係る協議内容について、特に必要があると認めるときは、これを公表することができる。

(特定商業施設の変更の届出)

第8条 特定商業施設において営業を行う者は、営業時間の変更その他周辺地域の生活環境に影響を与えると認められる変更を行おうとするときは、あらかじめ近隣住民に対して変更内容に関し、その周知を図るとともに、その理解が十分に得られるよう努めた後、変更を行う日の3週間前までに特定商業施設変更届出書(第6号様式)により区長に届け出なければならない。ただし、区長が軽微な変更であると認めるときは、この限りでない。

(届出書の縦覧)

第9条 区長は、第5条第1項若しくは第2項又は第8条の規定による届出があったときは、速やかにこれを区民の縦覧に供するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年7月15日から施行する。

(経過措置)

2 第5条から第7条までの規定は、平成12年12月14日以前に新設する特定商業施設については、適用しない。

3 第8条の規定は、平成12年8月4日以前に変更を行う特定商業施設については、適用しない。

付 則

この要綱は、平成12年12月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

葛飾区長 あて

建物の所有者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
店舗の経営者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

特定商業施設新設計画届出書

葛飾区特定商業施設の立地に関する要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称

所在地

2 特定商業施設の対象となる店舗を営む者

名 称

所在地

電話番号

3 営業内容

業 種

取扱品目

4 特定商業施設を新設する日

年 月 日

5 特定商業施設の延床面積及び店舗面積

延床面積： m<sup>2</sup> 店舗面積： m<sup>2</sup>

6 特定商業施設の配置に関する事項

(1)駐車場の位置(添付図面に図示)

面積： m<sup>2</sup> 収容台数： 台

駐輪場の位置(添付図面に図示)

面積： m<sup>2</sup> 収容台数： 台

(2)荷さばき施設の位置(添付図面に図示)及び面積

面 積： m<sup>2</sup>

(3)廃棄物等の保管施設の位置(添付図面に図示)及び容量

容 量： m<sup>3</sup>

7 特定商業施設の対象店舗の運営方法に関する事項

(1) 開店時刻 午前・午後 時 分 閉店時刻 午前・午後 時 分

(2) 来客見込 平日 人 休日 人

(3) 来店自動車の駐車場への誘導経路及び措置(添付図面に図示)

(4) 事業系廃棄物及びリサイクル対象物の保管・処理対策

(5) 騒音の発生が見込まれる施設・設備の有無とその対策

(6) 夜間の静寂保持について(午後11時から午前6時の間に営業を営む場合)

(7) その他(地域におけるコンセンサスの形成等について)

※ 歩行者の通行利便の確保、防災対策への協力、バリアフリーへの配慮、その他廃棄物等への対応策についても記入ください。

※ 周辺案内図及び建物の配置図ならびに各階平面図を添付願います。

年 月 日

葛飾区長 あて

建物の所有者	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____
店舗の経営者	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____

特定商業施設新設計画変更届出書

葛飾区特定商業施設の立地に関する要綱第5条2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称

所在地

2 変更した事項

(変更前)

(変更後)

3 変更年月日 年 月 日

4 変更理由

年 月 日

葛飾区長 あて

建物の所有者	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____
店舗の経営者	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____

特定商業施設説明会省略承認申請書

葛飾区特定商業施設の立地に関する要綱第6条第2項の規定により、説明会を省略いたしたく下記のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称

所在地

2 説明会を省略する理由

①建物の床面積の変更

②既存の建物の用途変更

3 特定商業施設を新設する日 年 月 日

4 特記事項

(1) 特定商業施設の説明会は省略いたしますが、近隣住民から協議の申入れがあったときは、誠意をもってこれに応じます。

(2)

※ 当該新設予定地の敷地内の見やすい場所に届出事項及び添付書類の要旨を掲示します。

葛飾区長 あて

建物の所有者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
店舗の経営者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

特定商業施設説明会報告書

葛飾区特定商業施設の立地に関する要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称

所在地

2 説明会の開催日時

年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分

3 説明会会場

名 称

所在地

4 説明会の参加者

(1)出店予定者

(2)近隣住民（出席者名簿を添付）

5 説明会の内容（要旨及び配布資料等）

6 説明会参加者からの質疑・意見・要望

7 出店予定者の回答等



葛飾区長 あて

建物の所有者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
店舗の経営者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

特定商業施設協議報告書

葛飾区特定商業施設の立地に関する要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称

所在地

2 協議日時及び場所

日時： 年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分

場所：

3 協議の方法

4 協議者

(1) 出店予定者

(2) 近隣住民（出席者名簿を添付）

5 協議内容

葛飾区長 あて

建物の所有者	住 所 _____
	氏 名 _____
	電話番号 _____
店舗の経営者	住 所 _____
	氏 名 _____
	電話番号 _____

特定商業施設変更届出書

葛飾区特定商業施設の立地に関する要綱第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称

所在地

2 変更した事項

（変更前）

（変更後）

3 変更年月日 年 月 日

4 変更理由

5 近隣住民への周知経過等

6 夜間の静寂保持について（午後 11 時から午前 6 時の間に営業を営む場合）

7 以下に掲げるもののうち、2 の変更に係わるもの以外の事項

(1) 特定商業施設内の店舗面積の合計  $\text{m}^2$

(2) 駐車場の位置及び収容台数

① 位置 別紙図面のとおり

② 収容台数 台

(3) 駐車場の出入口の位置及び数

① 位置 別紙図面のとおり

② 出入口の数 ケ所

(4) 駐輪場の位置及び収容台数

① 位置 別紙図面のとおり

② 収容台数 台

(5) 荷さばき施設の位置及び面積

① 位置 別紙図面のとおり

② 面積  $\text{m}^2$

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時から 時まで

(7) 廃棄物の保管施設の位置及び容量

① 位置 別紙図面のとおり

② 容量  $\text{m}^3$

(8) 施設の開店時刻及び閉店時刻

① 開店時刻

② 閉店時刻